

第5章 都市機能誘導区域の設定

5-1. 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、人が集まりやすい拠点（中心拠点や生活拠点）の周辺に、商業等の都市機能を維持・確保することで、効率的に生活サービスを受けられる区域です。

将来にわたって、公共交通機関によるアクセスがしやすく、生活サービスを持続的に確保する区域を設けることで、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進や「まちの賑わいの創出」が期待されます。

具体的に、都市機能誘導区域は、国の指針（都市計画運用指針）にある以下の事項を踏まえて設定します。

■ 都市機能誘導区域の設定例

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・ 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲の区域

■ 届出制度について

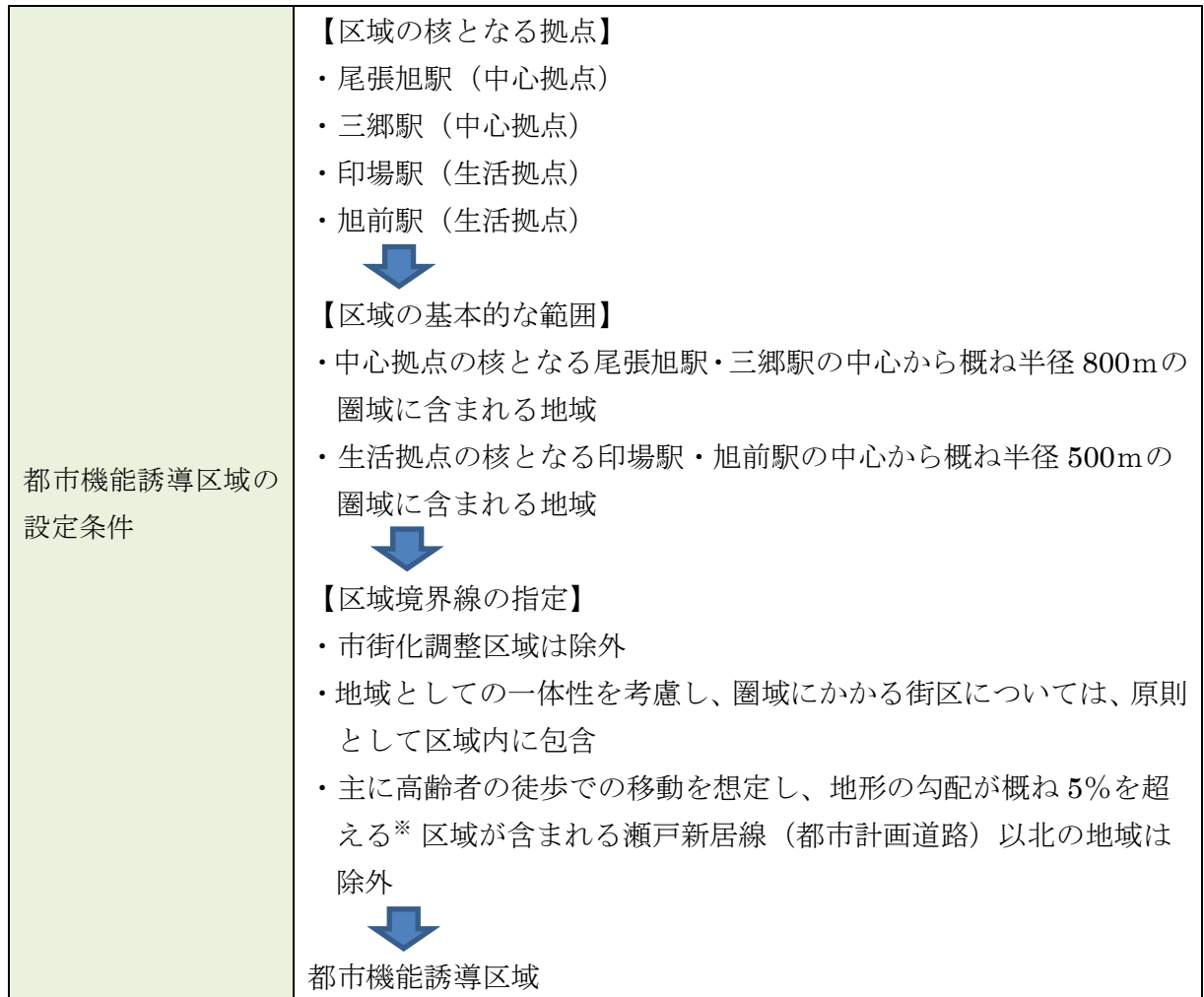
都市機能誘導区域外に誘導施設を整備する場合や、区域内の誘導施設を休廃止しようとする場合には届出が必要となります。

区域外整備に係る届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等動向を把握するためのものです。また、区域内施設の休廃止に係る届出は、市が誘導施設の休廃止を事前に把握し、機能維持に向けて手を打てる機会を確保するためのものです。いずれも、施設の整備や休廃止を制限するものではありません。

5-2. 都市機能誘導区域の設定

本市における都市機能誘導区域は、「3-3. めざすべき都市の骨格構造」で位置付けた中心拠点（尾張旭駅・三郷駅周辺）及び生活拠点（印場駅・旭前駅周辺）の中心地となる名鉄瀬戸線各駅を含む地域を基本として設定します。

区域の設定条件は、次のとおりとします。



※ 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」による歩道等の縦断勾配の基準（5%以下）を参考に設定

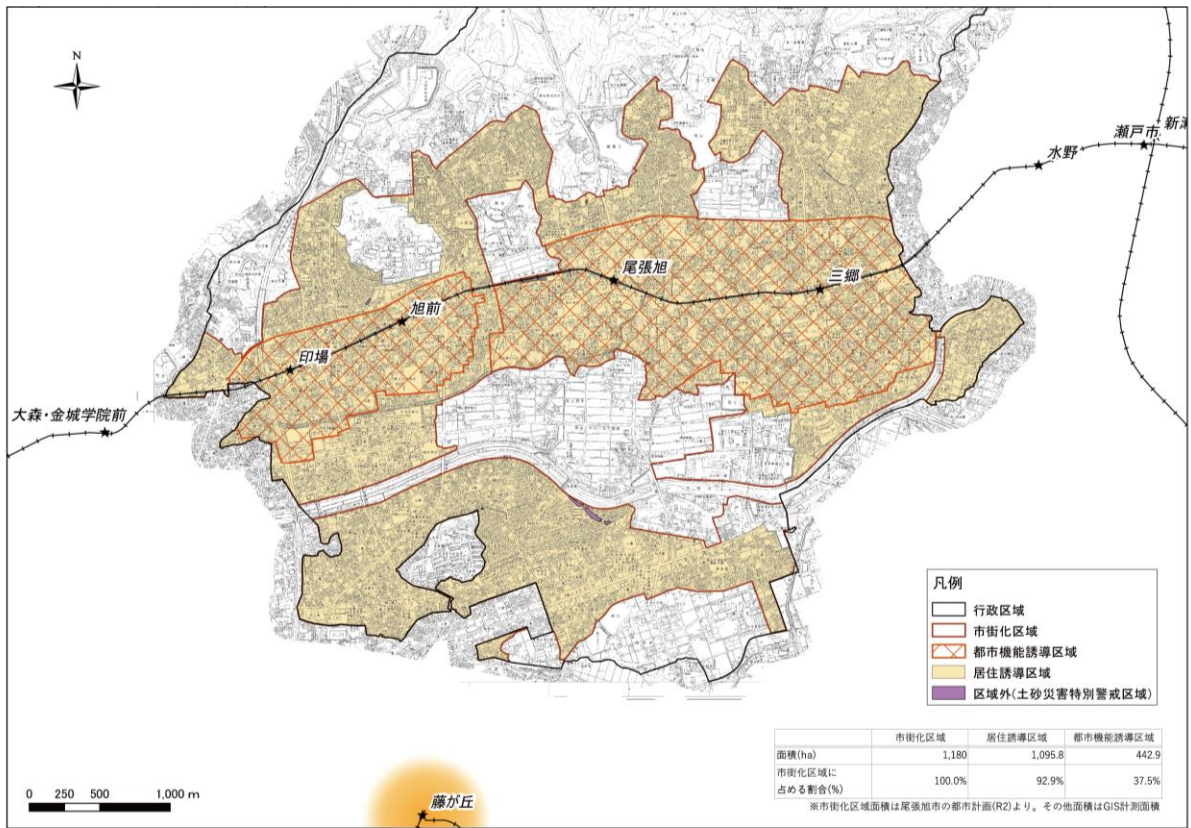


図 誘導区域全体図

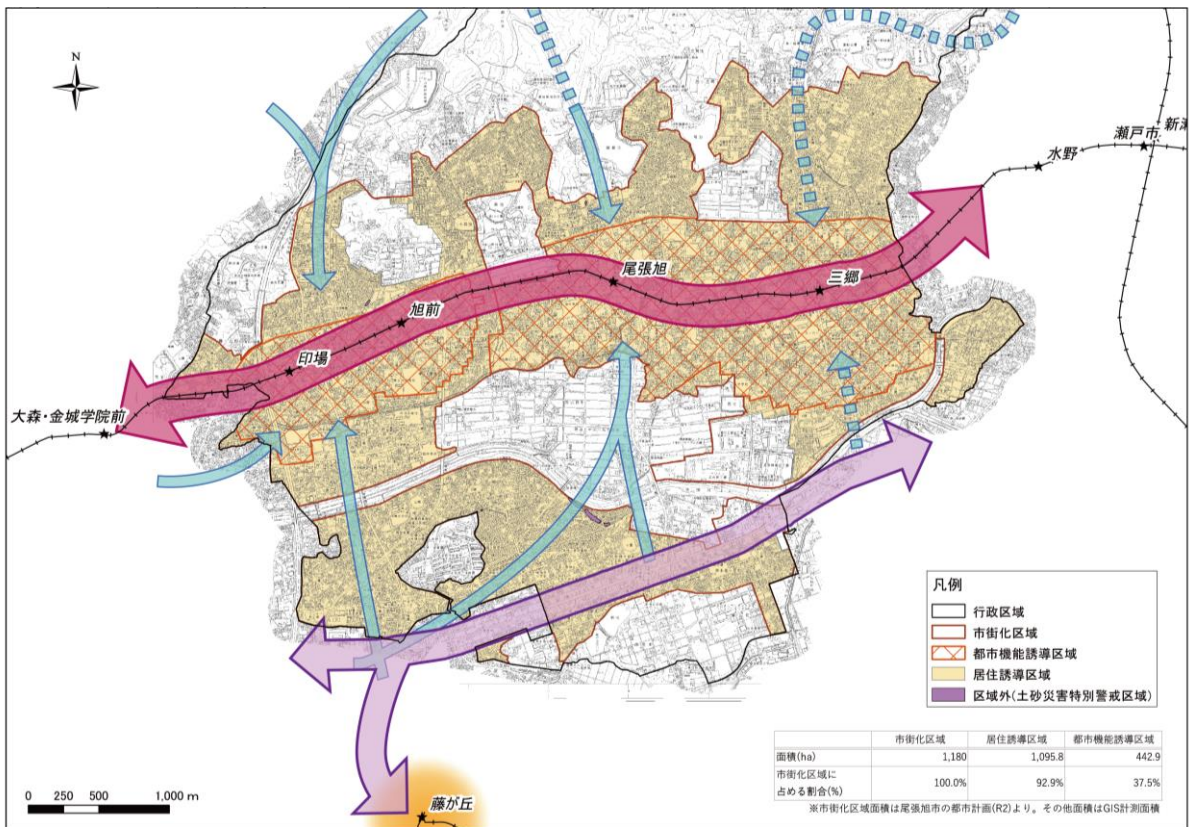


図 誘導区域全体及び都市の骨格構造